

税務署から収支内訳書提出の督促文書が届いています

提出しないことで不利益な扱いはありません!

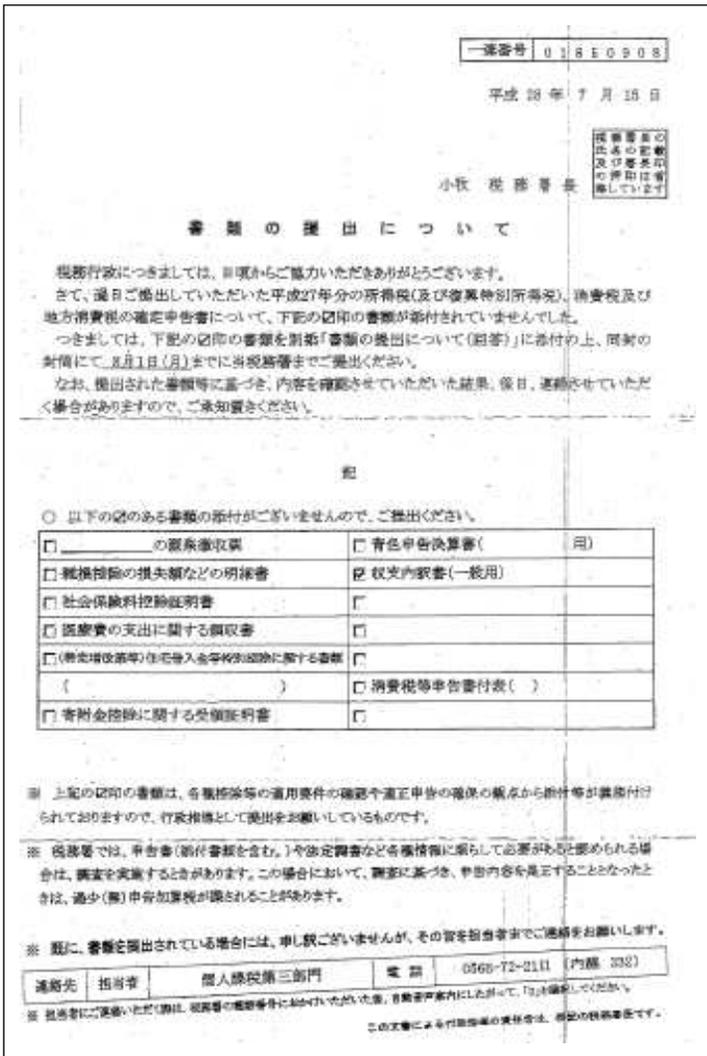
今年も小牧税務署から、「書類の提出について」という書面がいつせいに送付されてきました。これは、白色申告者で「収支内訳書」を提出しなかった納税者に、「収支内訳書」の提出を督促するもので、毎年送られてきているものです。

「収支内訳書」を提出しないことで不利益な扱いはありません

「収支内訳書」は、昭和59年3月の所得税法改悪により、個人・白色申告者へ提出が定められています。個人・白色申告者へ提出が定められていますが、民商の強い反対運動で、提出しなかった人も罰則や不利益な扱いは受けません。

春日井民商が毎年、小牧税務署との間で行っている交渉でも、「収支内訳書の提出がないことをもって税務調査をするような不利益な扱いをする」と明確な回答を得ています。

☞このような文書が税務署から届きます



弥生16で会計処理をしている皆さんへ

「弥生 16」で会計処理をしている方で、消費税の申告が必要な方は、ご注意ください。今年4月1日以降の課税取引(売上や経費など)のデータが、自動的に8%から10%になってしまいます。これは、当初消費税率の10%への引き上げが今年4月に予定されていたためです。

このため、消費税申告の必要な方は、今年4月1日以降の課税取引のデータを、一つ一つ10%から8%に戻す作業が必要になります。現金商売の方など、データ数の多い業種の方はとくに大変な手間がかかりますので、新製品の購入もご検討ください。

なお、消費税の申告の必要のない方は、上記の作業は必要ありませんので、これまで通り「弥生16」を使用いただいで結構です。

夏期休業のお知らせ

8月14日(月)~16日(水)は、事務所は夏期休業です。ただし、8月11日(金)は「山の日」、12日・13日は土日のため、8月11日(金)~13日(日)も休業となります。通常業務は8月17日(木)から再開します。

今年も好評発売中!
小豆島のそうめん



1.8 kg 2,200円

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀